地震･津波　編

本項については，津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第71条第1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

ア　地震･津波発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時の津波を想定）

緊　急　地　震　速　報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」（平成17年3月）より
津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」（平成23年12月）

教職員
- 緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童に連絡する。
- 教室等の出入り口を確保する。
- 使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
- 大きな声で的確な指示　「 頭の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- 頭部を保護する準備（防災ずきん、座布団、教科書等）
- 机の下にもぐる。

地震発生（震度〇〇を想定）

STEP　1　児童生徒等の安全確保

- 大きな声で的確な指示
  「頭の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- 落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- 支援を必要とする児童への対応には、十分配慮する。
- 安全確保の上、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始。

校内放送・ハンドマイク
「地震がおさまりました。児童のみなさんは先生の指示に従い運動場に避難しなさい。

津波発生

第1波		最大波（第1波）	
48分	0．2m	64分	6m

（里浦海岸）

一次避難場所　運動場
二次避難場所　丸山　　※北校舎屋上（津波到達２０分以内）

STEP　2　避　難

・即座に、１次避難場所に、全校避難する。　・教職員は落ち着いて、各役割分担に基づき避難誘導、負傷者対応を行う。　・大きな声で的確に指示「押さない・走らない・しゃべらない・もどらない」
・総括班は、津波に関する情報収集ができるようにラジオ・ワンセグ付き携帯電話等を持って避難する。　・担任は児童名簿、教頭は電話連絡のできる全児童・教職員名簿を持参。　・地域住民が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。　・時間が確保（２０分以上）できる場合はできるだけ安全な高台である第２次避難場所へ避難する（校長）

STEP　3　避難後の児童などの安全確認

・児童の安否を確認する。　　　　・負傷者の確認と応急処置をする。
・地震津波等の情報を継続的に収集する。（第１波が最も大きいとは限らない。）

STEP　4　避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまで避難場所で待機する。解除を確認してから
〈学校が津波により使用できず、老人憩いの家が使用できる場合は老人憩いの家へ移動する〉
・緊急を要する児童等の病院への搬送及び保護者への連絡を行う。　・児童などの不安に対する対処　・警察・消防・医療機関への連絡　・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、２次災害の危険性等　・教育委員会への連絡：児童及び教職員の安否及び学校内外の被害状況等　・外部（マスコミ）等及び保護者への対応（対応窓口の一本化：藤倉校長または山本教頭）
〈学校が使用できる場合は、学校へ移動〉
・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP　5　保護者への児童生徒等の引き渡し

保護者へ以下の３点を連絡する。　　方法：（携帯メール、電話、学校のHP等）
①児童は全員無事、〇〇へ避難し待機中
②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童は待機させる。
③解除後、下校させるので迎えに来てもらう。
（危険な場合は無理をさせない。）

イ　地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
テレビ	校長室・職員室	管理職・事務主任主事
ラジオ	校長室・職員室	管理職・事務主任主事
インターネット	職員室・スマートホン	管理職・事務主任主事
携帯電話	所持携帯電話	管理職・事務主任主事

ウ　地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	地震発生時、津波の恐れのない場合	運動場へ避難（決められた避難経路） 学校災害対策本部は運動場または校長室（安全確認後）
CASE 2	地震発生時、津波の恐れがある場合で避難時間に余裕がある場合 津波到達予想時刻が20分以上	避難時間が確保できる場合は、学校裏山（丸山）頂上広場へ避難（決められた避難経路） 学校災害対策本部は、学校裏山（丸山）頂上広場→市役所へ移動
CASE 3	地震発生時、津波の恐れがある場合で避難時間に余裕がない場合 津波到達予想時刻が20分以下	学校北校舎屋上へ避難（決められた避難経路） 学校災害対策本部は、北校舎屋上→市役所へ移動

エ　地震・津波が発生した場合，持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品　　名	保管場所	担当者
指導要録（学籍・指導の記録）	校長室金庫	管理職・事務職員
学校日誌・保健日誌	職員室	管理職・事務職員
全児童名簿（連絡先）	職員室	管理職・事務職員
学校防災管理マニュアル	校長室	管理職・事務職員
救急バッグ	保健室	養護教諭

オ　地震･津波が発生した場合, 連絡が必要な機関について整理

連絡責任者（　統括班:本部長　校長　副本部長　教頭　）				
連　　絡　　先	電話	FAX	E-mail	備考
市教育委員会	686－8802	686－8793		
鳴門消防署	685－2009	685－4313		
鳴門警察署	685－0110	085－0135		
撫養交番	686－5060	686－5060		
谷医院	686－3569			
桑島児童クラブ	685－0065	685－0065		
防災対策本部桑島支部	685－5969			
国際警備保障	623－5931			
徳島地方気象台	656－9549	622－2265		
鳴門病院	683－0011	683－1860		
鳴門市災害対策本部	685－1330			

カ　保護者への引き渡しについて

(ｱ)地震･津波が発生した際, 児童の下校･学校待機･保護者への引き渡しの安全確認の基準

対　　応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
保護者への引き渡し 大災害の場合、原則、保護者に来てもらい、引き渡す。 安全が確認後、保護者に学校（避難所）に来てもらい、保護者連絡班が保護者に引き渡しカード等を活用して引き渡す。	**○下校の判断基準** ・「津波・大津波警報」解除後 ・二次災害のない場合 ・「避難勧告・避難指示」が発令されていない場合 ・通学路の安全確認後 ・児童の帰宅先・帰宅後の状況 ・児童の家庭周辺の安全状況
学校・避難所での待機	・「津波・大津波警報」発令中 ・「避難勧告・避難指示」が発令中 ・下校の際の通学路や児童の帰宅先が安全ではない場合
児童の下校	大災害ではなく、下校の際の安全が十分確保されていると校長が判断した場合

(ｲ)　地震･津波が発生した際, 児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

（電話やメールが使用できないときに, 保護者が情報を得られる場所や方法も考慮）

判断責任者氏名：　校長　　　担当者氏名：　教頭	
連絡方法・手順	・まちコミメールで保護者の携帯電話に一斉送信。未登録の保護者には電話連絡 ・学年・学級連絡網で電話連絡
連絡が取れない場合の対応	・学校のホームページに掲載　　　・NTT災害用伝言ダイアル（171） ・鳴門市役所に避難状況を掲示する ・学校の玄関に避難状況を掲示する

(ウ)　児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者：　校　長　　　　　　　　　　　　担当者：　保護者連絡班
・児童の保護者に連絡をとり、迎えに来てもらう ・保護者が迎えに来たときは、下校の判断基準にもとづき、安全が確保された場合は、引き渡しカード等で記録をし、保護者に引き渡す。

キ　児童が在校時以外の対応

登下校時	・あらかじめ個々の児童が決められている登下校時の通学路における津波に対する避難場所へ避難する。（家庭・児童・学校でどの児童がどこに避難するか情報を共有しておく） ・支援を要する児童の対応には十分配慮。
学校外の諸活動時	・遠足や宿泊学習等の校外学習では、見学、宿泊施設等の避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。 ・支援を要する児童の対応には十分配慮。
在宅時	・あらかじめ、個々の児童の自宅付近における津波に対する避難場所を確認し、児童がどこに避難するのか保護者・学校で情報を共有しておく。